

バイエルンにおける 「森林農民同盟 Waldbauernbund」の設立 —その思想と社会経済的基盤—

金子邦子

はじめに

1873年に始まる農業危機の深化に伴い、1890年代に入ると、ドイツでは農業利害団体の組織化が進展した。そうした組織化を促した要因は、農業経営の不振とともに、既存の政党が議会および政府において農業経営者の利害を反映しなかったことにある。とくにバイエルンの山岳地帯では、1852年の「森林法 (Forst-Gesetz)」⁽¹⁾ に対する不満が農民の間で鬱積していた。農民の不満は、たとえば、1894年10月、オーバープファルツ県における「フックスミュール事件」⁽²⁾ として顕在化し、当時の人々の注目を集めた。それに先き出ち、オーバーバイエルン県では、1893年5月に「高地森林農民同盟 (Der Bund der Oberländer Waldbauern)」⁽³⁾ が設立され、国家に対して「森林権 (Forstrecht, Forstberechtigung)」めぐる戦いを開始した。⁽⁴⁾

バイエルンでは、1848年の「等族および封建領主裁判権の廃止、土地負担の廃止・定額化・償却に関する法」⁽⁵⁾ によって領主・農民関係が廃止され、農民は地代の18倍の金額を年賦で償却すべきとされた。しかし、この法では森林の利用権に関しては触れられず、1852年の「森林法」によって、初めてバイエルン全体の統一的な法令が交付された。この森林法に対して、とくにキームガウ (Chiemgau) の農民の間では、「太古の昔から当然の権利とみなされていたものが」国家によって「削減された」⁽⁶⁾ ことに対する不満が醸成されていったのである。

「他人の土地における高原放牧地 (Alm)、放牧地 (Weide)、木材および落ち葉・敷き草 (Holz und Streu) の合法的な利用」を意味する「森林権」をめぐる争いは、15世紀にさかのぼる。キームガウでは、11世紀末から14世紀にかけて開

墾が進展した後、15世紀に入ると、封建領主層による支配に対抗して農民の権利を守るための戦いはじまった。⁽⁷⁾ 他方で、封建領主層にとって森林は統治権の要であった。開墾が進むにつれて「領主強権の森 Bannforst」が形成され、囲い込まれた森林では農民の利用権が排除されるか、制限されたのである。広大な森は、狩猟のために利用されただけではなく、新たに形成されてくる隷農の団体に対する特殊な支配高権 (Hoheitsrecht) を形成・強化するものとみなされた。森林をめぐる農民と領主層とのこうした対立は15世紀から19世紀前半まで続き、さらに19世紀後半以降は旧領主および国家と農民との対立に形を変えて続くことになる。ボーズルは、このような過程について、「バイエルンの国家的発展における中世的な遺産」を「領邦高権の基礎としての森林高権という特殊な事例において (am Sonderfall der Forsthoheit als einer Grundlage der Landeshoheit) 実証を試みた」。⁽⁸⁾

森林の利用は農業経営の維持あるいは拡大のために重要な意味を持っていた。19世紀末に、キームガウ地方の多くの農民は国有林に対する「森林権」を持っていた。そこで本稿では、キームガウ地方で設立された「高地森林農民同盟」を取り上げ、以下の点を明らかにしたい。まず、この組織の成立過程および組織を担った農民の思想を明らかにし、第二に、この組織が批判の対象とした1852年森林法の内容を検討する。第三に、そうした「高地森林農民同盟」が形成された歴史的背景を明らかにするために、キームガウ地方のゲマインデ・ルーポルディング (die Gemeinde Ruhpolding) の社会経済的構造および「森林権」の実態について具体的に分析したい。最後に、19世紀末から20世紀初頭に至るこの組織の活動を追うことによって、「森林農民同盟」の意義を考える手がかりとしたい。

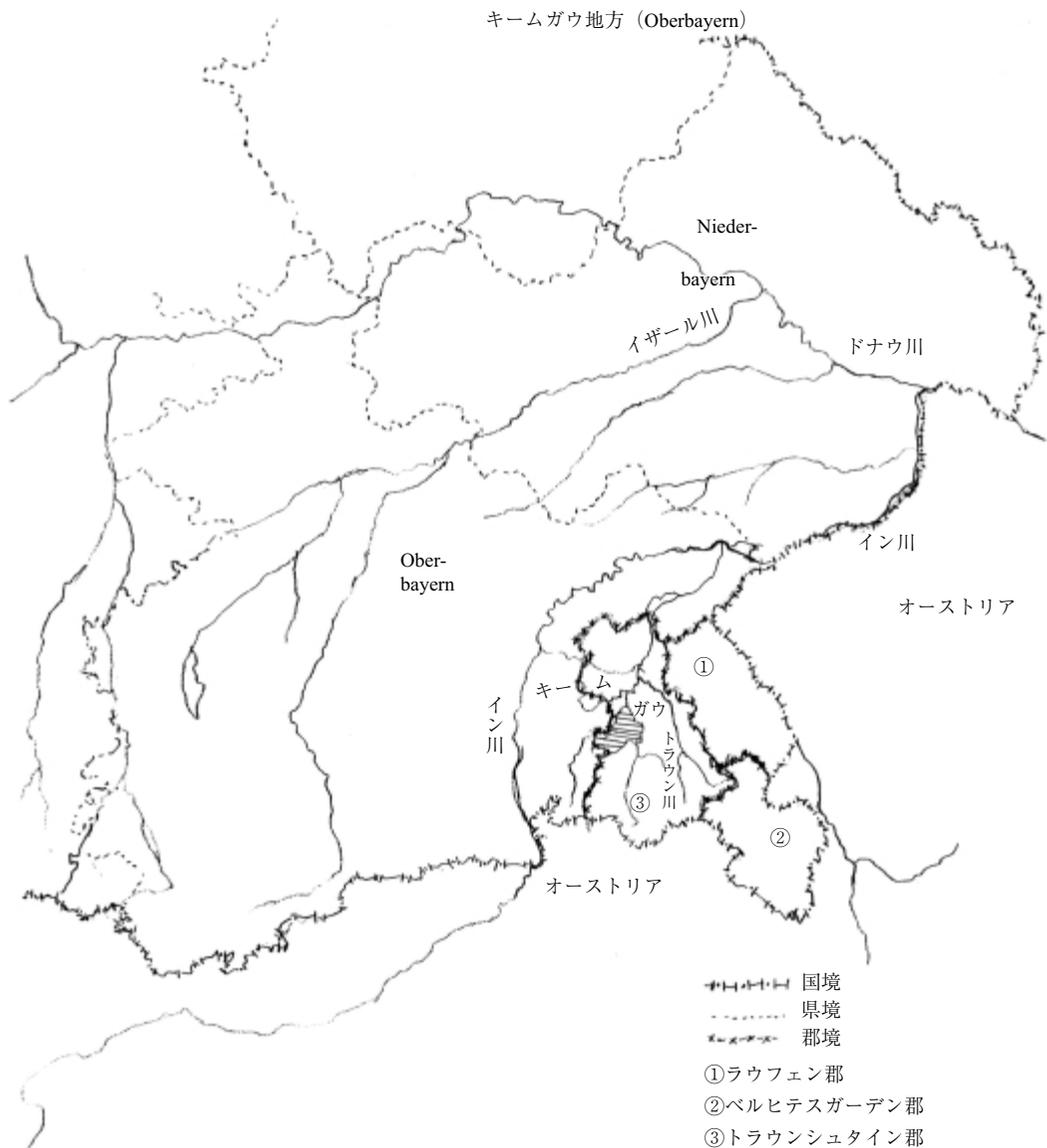
第1章 「高地森林農民同盟」の設立と その社会経済的基盤

第1節 「高地森林農民同盟」の設立

(1) 「回状」の配布

キームガウ地方（地図を参照）はアルプス山脈の麓に近いところに位置している。ドナウ川から南に進むにつれて徐々に標高が高くなり、穀物栽培には適さない気候条件となる。キームガウ地方では牧草地（Grünland）が支配的であり、農民は高原放牧地において主に畜産と酪農によって生計

を立てていた。⁽⁹⁾ 農民の間では、畜産や酪農を営む上で国有林における放牧権や木材権を含む「森林権」が不可欠の条件とみなされていた。1890年代初頭に入ると、以下のような理由から農民の経済的な危機意識が高まっていった。口蹄疫などの家畜の伝染病に対する規定が緩和されたことにより、外国からの屠殺用の家畜や食肉の輸入が増大することになった。⁽¹⁰⁾ これがドイツ国内の食肉価格の低下を招き、この地域の農民の収入を減少させた。さらに、1893年の早魃がこれに追い打ちを



Bayerischer Geschichtsatlas, München 1969, S.2-3.

かけた。早魃による深刻な飼料不足のため、農民は家畜の投げ売りを余儀なくされ、食肉価格の急激な低下を招いたからである。⁽¹¹⁾ 他方で、経営の生産費は1880年代以降徐々に増大した。ピスマルクの「社会保険立法」のうち、1883年に制定された「疾病保険法」⁽¹²⁾は、当初労働者および手工業的・工業的経営（*der gewerbliche Betrieb*）を営む者に適用されたが、1886年には農業分野に拡大された。これに伴って、雇用主は被雇用者の拠出金の三分之一を負担しなければならなかった。⁽¹³⁾ また、1886年以降、農業の「傷害保険」が導入され、雇用主のみが拠出金を負担しなければならなかった。⁽¹⁴⁾ さらに、1889年に導入された「老齢・廃疾保険」によって、国家、雇用主、被雇用者の三者がそれぞれ三分の一ずつ拠出金を負担すべきとされた。⁽¹⁵⁾ このような社会保険に伴う費用の増大に加えて、農業奉公人の賃金は1890年代に入り著しく上昇した。19世紀末に顕著となった農業奉公人の「農村離れ」（*Landflucht*）という現象に伴って、農村では奉公人が不足するようになったからである。

収入の減少と経営費の増大による経営状態の悪化に伴って、農民は1852年以降「森林権」の償却が国有林当局の一方的な恣意に基づいて行われてきたことに対する苦情を訴えるようになる。1892年の夏、クライトナー（*Dr. Kleitner*）⁽¹⁶⁾ がルーポルディングにあるマイアークシュヴェント（*Maierschwendt*）という小集落（*Weiler*）のゲオルク・ツェラー（農民であり、製材所所有者）の家に滞在した折、ツェラーは、当時のカトリック中央党が農民や中間層の利害を代表する意志がないこと、また、森林権を持つ農民が甘受しなければならなかった苦痛についてクライトナーに訴えた。その一年前にもクライトナーはライト・イム・ヴィンクル（*Reit im Winkel*）というゲマインデの「森林権者たち（*die Forstberechtigten*）」から苦情を聞いていた。こうした経験に基づいて、クライトナーは農民に向かって同盟を形成することを呼びかけ、1892年12月31日の夕方、「高地森林農民同盟」を設立することが決議された。この決議に基づいて次の5名から成る暫定的幹部会が形成された。すなわち、ゲオルク・ツェラー（*Georg Zeller*）、マティアス・フーバー（*Mathias Huber*）、イグナツ・ヘーグル（*Ignatz Högl*）、フ

ィリップ・シュヴァイガー（*Philipp Schwaiger*）、ゲオルク・ケンドラー（*Georg Kendler*）の5名である。⁽¹⁷⁾ これらの幹部会成員は、近隣の山岳地帯のゲマインデにおいて人目につかない形で集会を準備し、農民を集めるようフーバーに委託した。それに続いて、「回状（*Circulare*）」⁽¹⁸⁾が起草され、キームガウ地方のゲマインデに配られた。以下では、この「回状」の内容を検討することにした。

「バイエルン王国の国有林におけるわれわれの古い権利を守るために—その権利は王国営林署（*vgl. Forstamt*）によって……極めて大幅に削減されてきたのだが—、この地域の山岳農民（同時に地役権者 *Servituts-Berechtigten*）はついにオーバーバイエルン山岳農民協会（*Gebirgsbauern-Verein für Oberbayern*）の設立を決意した。……」

「多くの人々の参加によってのみ、……王国の国有林当局（*vgl. Forstärar*）に対抗し、当局に対して裁判による宣戦布告をすることが可能となる。……」

「別のやり方では、我々のすべての努力そして営林署や政府に対するすべての請願は無駄な、時間を浪費するだけの仕事となる。というのは、我々によって繰り返し提出された請願や抗議文は常に執拗に拒否されたからである。王国の国有林当局に対する裁判の道のみが、……我々の太古の諸権利—それが我々の祖先そしてそのまた祖先によって享受されてきたように—の実現に導くであろう。……」

「森林権の償却は常に国有林当局の一方的な恣意に基づいて行われてきた。それを証明するのは、多くの場合、決して定額の木材価格（*die fixierten Holztaxe*）に基づいて償却されなかったという事実である。こうした過程が……我々の家屋敷（*Anwesen*）や農場（*Gut*）の破滅の始まりを準備した。そしてこのことは、われわれ高地山岳地帯の権利者をもっぱら国有林からの地役権の利用に頼ってきただけになおさら強調されねばならない。……すでに、多くの家屋敷と農民の農場が国有林当局によって買い取られた。

そのような事実は、もちろん、山岳地帯の農

業を衰退させ、高原放牧地での放牧 (Alpenweide) を制限し、我々の薪や権利としての木材 (Brenn- und Berechtigungsholz) の取得を質と量において削減することに結びつく。……」

「何千ものマルク (Mark) ⁽¹⁹⁾ が猟獣の餌のために犠牲にされ、何千もの若木が猟獣によって食べつくされた。⁽²⁰⁾ ……」

「我々は、この回状が添付された規約とともにゲマインデからゲマインデに、言うまでもなく森林権者がいるゲマインデに配布されることを願う。それぞれのゲマインデは『了解』と付け加えてほしい。最後のゲマインデは、規約を含めてこの回状をマティアス・フーバー、すなわち、ルーポルディンクの靴修繕職人兼靴製造職人 (Triftschuster) に返送するよう。」(傍点は引用者)

以上の内容から、次のような点が明らかになるであろう。第一に、1890年代初頭、山岳地帯における農民の窮状に関して、その最大の原因が「森林権」の削減にあるとみなされている。農民にとって、「森林権」は太古の昔から行使されてきた既得権であった。第二に、この「森林権」を回復するための方法は、農民が組織を形成し、国家に対して訴訟を提起することであった。

(2) 「高地森林農民同盟」の設立

1893年5月25日付の『トラウンシュタイン週刊紙』(Traunsteiner Wochenblatt) において、フーバー、ヘーゲル、エガー (Egger) ⁽²¹⁾ の3名から成る「暫定的委員会」によって「5月28日の人民集会 Volks-Versammlung への招待」と題する呼びかけがなされ、トラウンシュタイン郡、ベルヒテスガーデン郡およびラウフェン郡において、農林業の権利と利益を守るために高地森林農民同盟を設立することが伝えられた。この集会への参加は、農民、森林所有者、森林権・放牧権を有するもの (Forst- und Weiderechtigte)、農業に関連する生業を営む者 (die landwirtschaftliche Gewerbetreibenden)、さらに、設立委員会による特別の書状によって招待された者のみが許可された。⁽²²⁾

この呼びかけに応じて、5月28日の午後2時に、トラウンシュタインのピアホール・ヘルプロイケ

ラー (Höllbräukeller) に約400人の農民が集まった。⁽²³⁾ 「同盟」は改めて正会員としての資格を「農民身分である実際の農業経営者 (“dem wirkliche Landwirthe bäuerlichen Standes”) に属する者のみ」と規定し、さしあたり、トラウンシュタイン郡、ベルヒテスガーデン郡、ラウフェン郡を基盤とすると定めたが、やがて急速にバイエルン全体に拡大しうるとみなされた。比較的大きな「村落ゲマインデ (Dorfgemeinde)」において森林所有者によるいわゆる「地区団体 (Ortsverbände)」が形成され、それは「マルクゲノッセンシャフト (Markgenossenschaft)」と呼ばれる。さらに、いくつものマルクゲノッセンシャフトは一つの「郡管区 (Bezirksamtssprengel)」の内部で一つの「ガウ (Gau)」または「ガウ団体 (Gauverband)」を形成する。そして、幾つかの「ガウ団体」が集まって「森林農民同盟」を形成する。「森林農民」は、トラウンシュタイン郡、ベルヒテスガーデン郡およびラウフェン郡では「高地森林農民 (Oberländer Waldbauern)」と呼ばれた。したがって、組織は既存のゲマインデや郡 (Bezirksamt) の境界にそって形成された。このような「マルクゲノッセンシャフト」はおよそ半年前からオーバーバイエルンの山岳地帯でごくひそかに形成されていた。すなわち、1892年12月31日に「暫定的幹部会」が形成された頃から、フーバーらによって組織化が始められていた。この集会への呼びかけはそうした「マルクゲノッセンシャフト」の3人の幹部によって行われたのである。

集会ではクライトナーなどの指導的人物が発言した。まず、彼らの発言を追ってみたい。クライトナーは経済的な問題だけがこの集会の目的であることを強調した上で、「森林権」について考えるためには、ドイツ全体のそしてとくにバイエルンの農業と農民身分を歴史的に回顧する必要があると捉え、次のように述べた。

「古代、森は狩猟権 (Jagd) と同様にマルク共同体員 (Markgenossen) の共有財産 (Gemeingut) であった。各々の自由なマルク成員は狩猟権に対して持分を持っていた。それは時とともに変化した。……まず、農民は聖俗の領主および修道院に彼の権利のうち、上級所有権を譲り渡すことを余儀なくされた。……次に、苦難

の時、すなわち、ローマ法の導入の時代が訪れた。領主層はローマ法の条項を借りて農民の所有権から何か別のものを作り出すことを心得ていた。……森林罰令権（Forstbann）が公布され、森は他人の所有物であり、もはやマルク共同体員の所有物ではなくなった。用益所有権（Nutzungseigentum）からしばしば他人の土地に対する単なる利用権（Nutzungsrechte）が生じたのである。それから農民たちは、彼らこそが以前は所有者であったこと、森林権がその権利を有する農場（der berechtigte Hof）のために森の生産物に対するすべての需要を満たしたことを思い出した。農民は彼らの権利を返還するよう要求した。……そして、シュワーベン、フランケン、プファルツ、中部ドイツにおいて15世紀から16世紀にかけて暴力的な蜂起が起き、ついに農民戦争に発展した。蜂起は領主によって鎮圧され、農民にとって惨めな結果に終わった。……さらに、三十年戦争、スペイン継承戦争、オーストリア継承戦争がそれに続いた。それによって農民はますます困窮のどん底に陥った。……

ローマ法がより早い時期に、より大きな影響力を持った国では、……すなわち、イタリア、スペイン、フランスでは、もはやドイツのような「農民の森（Wälder）」や「領主の森（Forste）」は見られない。……それに反して、我々のところでは森林権のおかげで森が維持された。……（しかし19世紀初頭、一筆者）残念ながらバイエルンではフランスの法原則が森林にも決定的な影響力を持つようになった。……イギリスおよびフランスの国民経済学者の教義に基づいて森に負荷された地役権（die Servituten）から森が解放されるべき、すなわち、純化される（“purifiziert”）べきであるとされた。こうした森林の解放は、森なしには農業経営が考えられない人々、それゆえ、とくに我々の山岳地帯の人々にとって農民の奴隷的状態以外の何物をも生み出さない。森林権は、……畜産と穀作が放牧と森からの落ち葉や敷き草など（Streu）に依存している山岳地帯では絶対になくはないものである。

今世紀における農業の発展を森林制度との関係において考えるためには、1820年代末あるい

は30年代初めに農民の権利を確定するために行なわれた「所有・資産状況の調査および公開に関する交渉（Liquidationsverhandlungen）」に遡らなければならない。そこでは営林署当局とゲマインデおよび私的な利害関係者との間で契約が交わされた。各々の農民は、彼の権利と彼の農地（Gut）に課された負担を申告し、それに基づいて土地税（Grundsteuer）が課された。それ以降、土地税は契約に基づいて徴収されたのである。ところが、1852年の新たな森林法が導入された後、国庫（Fiskus）は突然すべての「所有・資産状況の調査記録（Liquidationsprotokolle）」や契約はもはや全く価値がないと宣言した。……1855年にこの地域で新たな「森林権土地台帳（Forstrechtskataster）」が作成された。しかも一方的に、森林農民の利害を代表することなく、確定はただ森林官によってのみ行われた。それ以降、いくつかの森林権（Forstberechtigungen）の中のいかに多くの部分はその都度償却されずに消滅したか、驚くに値するであろう。しかし、森林官にその責任を負わせてはならない。……唯一の原因は法律それ自体にある。1852年の森林法はすべての弊害をその中に含んでいる。……森林権は古いドイツの法によれば、所有権（ein Eigen）である。それはプロイセンでは今日なお認められている。……

弊害を除去する道は立法によって示される。……森の利用に関して釣り合いのとれた同権と矛盾するすべての規定が森林法から除去されるべきである。国家の権利が保護されなければならないように、森林権者の権利も保護されなければならない。」

同盟の規約に関する議論に移る前に、クライトナーは、設立されるべき組織について「民衆（Volk）の利害が諸政党の利害の上にある」ことを強調して発言を終えた。

マルク共同体に関するクライトナーの発言の内容がどの程度歴史的な事実と裏付けられたものであるかという点については、検討を要する問題が残されている。⁽²⁴⁾しかし、1時間半に及んだクライトナーの発言が大きな拍手で締めくくられたことをみると、集會に集まった農民の多くが彼の主

張に共鳴したことは明らかである。したがって、さしあたり彼の発言を通してこの農民運動の次のような理念を明らかにすることができるであろう。第一に、同じく森林権が重要な争点となった1524年から1525年の「ドイツ農民戦争」⁽²⁵⁾においては、「古き、良き法」とともに宗教改革の影響を受けて「神の法の実現」が掲げられたが、クライトナーの発言では「古き、良き法」の復活だけが問題とされている。したがって、すでに農民が農村の上層を占める富裕層になっていた19世紀末に彼らの特権を維持しようとした保守的な運動であったということが出来る。しかし第二に、同時にこの運動は逆の側面を持つ。当時、この地域において政治的に指導的な地位を占めていたのはカトリックの聖職者であった。「高地森林農民同盟」はこのような状況に対抗して、農民および農業に関連する手工業者だけの組織を作り、議会に代表を送るという方法ではなくとも、裁判という方法によって自らの利益を主張しようとしたからである。この点に関連して、5月30日付の『トラウンシュタイン週刊紙』における「森林権と高地森林農民同盟」と題する論説の次のような内容が注目される。すなわち、これまでのようにカトリックの聖職者、官僚、貴族を頼みとするのではなく、農民自身が民衆 (Volk) の代表を選び、1852年の森林法を変えるべきであることが強調された。⁽²⁶⁾ それまでの政治的な支配層に対抗して自らの利害を代表する「下から」の運動と捉えることができるであろう。ただしその場合、留保が必要である。たとえば、この運動を19世紀末にアメリカで見られた農民のポピュリズム運動と同一視することはできない。アメリカとドイツのこの地域とでは、農民が置かれた社会経済的な構造が異なるからである。この論説で使われた「民衆」とは、農村において家屋と「分割できない農場 (Hof)」を持ち、その家屋と農場に一体化された森林権を持つ特権的な農民であった。19世紀末から20世紀初頭にかけての南ドイツの農民運動は、こうしたアンヴィヴァレントな二面性の中で捉えられねばならない。

クライトナーの発言に続いて、大工 (Baumeister) のツァイトラー (Zeitler) が「トラウンシュタイン反セム主義的国民政党 (die antisemitische Volkspartei Traunstein)」の幹部とし

て、反セム主義者をも支持する同盟として「森林農民同盟」を歓迎した。これに対してクライトナーは、「国民の利益が諸政党の利益の上に立たなければならない」、「我々は森林農民同盟の中に特定の政党を認めない。この同盟にはあらゆる政党に属する者が同じように受け入れられる。」と主張して、反セム主義的政党を受け入れることを拒否した。⁽²⁷⁾

この後、6章24項から成る「同盟」の規約⁽²⁸⁾が採択された。以下でその一部を検討したい。

「第1章 同盟の目的と組織

1. 『高地森林農民同盟』の目的は、とくに林業および狩猟 (Jagdwesen) と農業との関係において、農業の権利と利害を守り、保護することである。
2. この目的に応じ、その重要な課題として、森林同盟は、農民の森林所有を保護し、さらに強固なものにすること；太古の、文書によって保証された諸権利や諸特権に基づく森林・放牧地の権利 (Wald- und Weidegrundgerechtigkeiten) ならびに慣習や農業の必要に裏づけられた優遇措置 (Begünstigungen) を維持し、確保すること；獣害の害が蔓延することに対し、合法的な手段によって有効な保護を達成すること
3. これらの課題を解決する手段として：
 - a) 同盟やその成員の利益、関心事そして苦情に関して、また立法への参加に適した、すべての国家行政—したがって森林行政も含む—のコントロールのために適した人民代表の情報に関して、国家の行政当局、邦議会、県議会、郡議会に対する異議申し立てや請願；
 - b) 裁判上の争いに際して、実際の同盟の利益が首尾よく保持されることが仮定される限りにおいて、同盟にとって融通のつく資金に応じた援助；

明らかかなように、この「規約」からも農民の森林権を回復し、守るという目的のために国家の立法・行政当局に対して請願や異議申し立てをして働きかけるという「同盟」の戦い方が確認され

る。

この規約が満場一致で採択されたのち、先に述べたクライトナーの発言を補強するように、編集者（おそらく『トラウンシュタイン週刊紙』の編集者一筆者）であるブーフナー（Buchner）が次のように発言して大きな拍手を呼んだ。

「諸君は、『ガウ』や『マルクゲノッセンシャフト』という言葉で祖先の古くて美しい言葉や法的な概念を再び蘇らせようとしている。『マルクゲノッセンシャフト』という言葉を活かせることによって、人は再びゲルマン人の自治の概念に近づく。その考え方に我々を近づけることは極めて称賛に値する国民的な行為である。というのは、歴史の源泉から我々民衆の力（Volkskraft）の若い泉が流れ出すからである。……政治的なゲマインデの境界に沿ってマルクゲノッセンシャフトが形成されることは我々バイエルンの民衆にとって名誉である。……なにしろ、昔から、すべての良い考えや創造的なものは我々バイエルンの、南ドイツ（Oberdeutschland）のドイツ語に由来するのであるから。」

最後に、ルーボルディンクが同盟の本部と定められ、幹部会員が選出された。第一議長にフーバーが選ばれ、第二議長にライト・イム・ヴィンクルの村長であるアントン・ヘルデラー（Anton Hörderer）、第一書記にゲオルク・ツェラー、第二書記にシュタウダハの錠前工であるゲオルク・ペシユル（Georg Pöschl）、第一会計係にイグナツ・ヘーグル、第二会計係にカールシュタインの農民であるボドシャッターなどがそれぞれ選ばれた。フーバーはクライトナーを同盟の最初の名誉会員とすることを述べた後、4時間に及んだ集会は幕を閉じた。

第2節 「オーバーバイエルン農民同盟」の設立

1893年12月26日、トラウンシュタインにおいて「高地森林農民同盟」の最初の総会が開かれた。⁽²⁹⁾ この集会在終わった後、引き続き第二の集会、すなわち、「オーバーバイエルン農業経営者・営業者同盟（der oberbayerische Bund der Landwirte und Gewerbetreibenden）」（「オーバーバイエルン農民

同盟」）⁽³⁰⁾ の設立集会在開かれた。この集会在はトラウンシュタインの粉商人であるイエール（August Jehl）によって準備された。最初に、ルーボルディンクの農民であるアイゼンベルガー（Georg Eisenberger）⁽³¹⁾ が発言した。「農民同盟は、その上に国民政党的（Volkspartei）の建物が建てられるべき基礎である。もし中間層の状態が改善されるべきであり、破滅の淵に向かって転落させられるべきでないならば、国民政党的が設立されなければならない」、と主張して「オーバーバイエルン農民同盟」を設立する目的を明らかにした。アイゼンベルガーに続いて、すでに1893年4月に設立された「ニーダーバイエルン農業経営者・営業者同盟（der Bund niederbayerischer Landwirte und Gewerbetreibender）」（「ニーダーバイエルン農民同盟」）⁽³²⁾ の指導的人物であるヴィーラント（Wieland）、ゲッヒ（Dr. Gäch）、ジークル（Dr. Sigl）、が発言した。このような人たちに比べると、アイゼンベルガーは当時まだ29歳の農民であり、「高地森林農民同盟」の設立集会的の時には一人の聴衆にすぎなかったが、この時「森林農民同盟」の代表として演説し、初めて政治の表舞台に登場することになった。彼は、すでに述べた「同盟」を設立する目的に加えて、国家の財源の浪費、新たな租税の引き上げ、農民層の負担の増大に反対して次のように述べた。「一つの大きな誤りは外国との通商条約にある。農民はロシアとオーストリアの優遇措置⁽³³⁾を理解できない。……農民の納屋は穀物であふれており、それを売る所はどこにもない。ドイツの穀物は腐り、外国の穀物が売れている」、と。この演説の後、ジークルがアイゼンベルガーに歩みよって握手をした。

この後、「オーバーバイエルン農業経営者・営業者同盟」の第一議長にフェルドヴィース（Feldwies）のエンツヴィーザー（Enzwieser）が、第二議長としてアイゼンベルガーが、会計係としてイエールが選ばれた。明らかなように、指導的人物は「高地森林農民同盟」と「オーバーバイエルン農業経営者・営業者同盟」の両組織に共通であった。また、集会もしばしば共同で開かれた。⁽³⁴⁾

1894年に採択された「オーバーバイエルン農業経営者・営業者同盟の綱領（Programm des oberbayerischen Bundes der Landwirte und Gewerbetreibenden）」⁽³⁵⁾ には、「第5項 1852年3月28日

の森林法の変更」が明記され、全く同じ内容が、1893年6月の「ニーダーバイエルン農業経営者・営業者同盟」の「邦議会綱領 (Landtagswahlprogramm der Bayerischen Bauernbundes)」⁽³⁶⁾ 第6項にも盛り込まれている。しかし、「ニーダーバイエルン農業経営者・営業者同盟」の1893年4月の「綱領」⁽³⁷⁾ には、「第1項 農産物に対する十分な関税保護」があり、これは穀物関税を意味していることから、「高地森林農民同盟」は「オーバーバイエルン農業経営者・営業者同盟」とより強い共通の利害関係を持っていたといつてよいであろう。この点に関して、クライトナーは、1893年にランズフートで開かれた「ニーダーバイエルン農業経営者・営業者同盟」の集会において次のように述べている。「高地森林農民同盟はニーダーバイエルン農民同盟と多くの共通するものを持っている。例えば、一般的には農業の利害を保護すること、とくに農民同盟の邦議会選挙綱領の第6項—それは森林法の修正を要求している—がそれである。しかし、関税問題に関して森林農民同盟はニーダーバイエルン農民同盟そして農民同盟全体とは異なる道を行くことになる。森林農民は穀物栽培地をわずかしか持っていない。したがって、消費者として関税に反対する。」⁽³⁸⁾ この主張から明らかなように、穀物関税の問題に関してクライトナーとアイゼンベルガーの見解は異なっていた。以後、「高地森林農民同盟」と「オーバーバイエルン農民同盟」との密接な利害関係を基礎にして、「森林農民同盟」は「オーバーバイエルン農民同盟」を通して邦議会ですらの要求を実現していくことになる。

第3節 フックスミュール事件と高地森林農民同盟

1894年10月29日、オーバープファルツ県のフィヒテル山地にあるティルシェンロイト郡フックスミュール自治体 (ゲマインデ) の農民たちは木材を手に入れるために領主ツォラー (Ludwig Freiherr von Zoller) の森に向かった。翌30日にこの知らせを受けた郡長は軍隊を率いて森に向かい発砲した。2人の老人が死に、8人が重傷を負った。1892年以降、領主が農民に対して木材を引き渡すことを拒否していたことに対する農民の実力行使がこの事件を引き起こすことになった。⁽³⁹⁾ こ

の事件に対して、1894年11月、アイゼンベルガー、フーバー、ヘルテラー (Hörterer、ライト・イム・ヴィンクル [Reit im Winkel] の村長) の3人は「高地森林農民同盟」を代表して「ルーポルディングに関して森林法および狩猟法を改革するための請願」と題する次のような声明文⁽⁴⁰⁾ を出した。

「フックスミュール事件は、我々のバイエルン森林法の現状に対して世論の注目を集めさせることになった。……まさに、これまでの経験から見て以下のことが明らかとなる。非ドイツ的な、民衆に敵対的な (volksfeindlich) 精神が1852年3月28日の森林法全体を覆いつくしており、ますます広範な民衆は正当防衛を強いられている。……同様に、以下のことも経験から明らかである。1850年5月30日の狩猟法は、多くの地域で19世紀末にまで中世のような状況を可能にしている。……暴力に訴える自助は……決して良い結果にならない。それだけに合法的な自助によってより一層支持を得られるであろう。」(強調は原文による)

およそ2年後の1896年8月16日、フックスミュールにおいて「バイエルン森林同盟」の支部としてマルクゲノッセンシャフトを設立するための集会が開かれ、この集会にクライトナーとアイゼンベルガーが参加して演説した。それに続いて、「フックスミュール・マルクゲノッセンシャフト」が設立された。⁽⁴¹⁾ こうして「森林農民同盟」は合法的な戦いのための組織をバイエルン全体に拡大しようとしたのである。

第2章 1852年森林法とその意義

第1節 1852年森林法

ここで「森林農民同盟」によって批判的とされた1852年森林法を検討したい。

18世紀に至るまで、バイエルンでは多くの森林は修道院によって所有されていた。修道院は聖界の封建領主として、自己の領邦に固有の森林条例 (Forstordnung) を交付した。18世紀末になると、個人の自由な利潤追求が経済的進歩の原動力であるという考え方が徐々にドイツにも浸透し、森林経営に対してもこの考え方が影響を及ぼすように

なる。さらに19世紀初頭、モンジュラの政権下でいわゆる「教会財産の世俗(国有)化(Säkularisierung)」が進められ、修道院が所有する森林の国有化が進展した。当時国有林を管理する職にあったハッツィ(Joseph von Hazzi)は、森の開墾を進め耕地を増大させるべきであると主張して、それまでの森林条例による開墾の禁止を無効なものとした。その結果、ゲマインデの森林の分割、国有林の売却、国有林に負荷された森林権を森林の割譲により償却することなど、「いわゆる浄化(die sogenannte Purifikation)」の過程が進められた。⁽⁴²⁾ こうして新たに生まれた私有林では開墾が許された。1805年以降公布された一連の森林条例はこの流れを推し進めるものであったが、より包括的な森林法が必要とされていた。

新たな森林法の作成に際して、林業の用益を全般的に自由化することと相いれず、それと対立したのが「領主の支配下にあった私有林(die grundbaren Privatwaldungen)」における領主の権限であった。領主は、「その支配下にある森林(die grundbare Wald)」の資産価値が減少せずに維持されることを要求したのである。これに続いて、1842年12月2日、政府はバイエルン上院(Reichsratskammer)に森林法草案を提出したが、この草案は特権を維持しようとする領主の強い抵抗に直面して撤回された。このような紆余曲折を経て成立したのが1852年森林法である。⁽⁴³⁾

1853年1月1日に発効した森林法により、ライン川右岸のバイエルン全体に関して初めて統一的な法が適用されることになった。全体は6部(Abteilung)からなり、1部から3部までが森林警察(Forstpolizei)に関連する規定(第1条~第47条)、4部から6部まで(第48条~第183条)が刑法の規定に分けられている。以下で、その主なものを抜粋したい。⁽⁴⁴⁾

第1部 林業に関する規定

I. 一般規定

第1条 第三者の権利に抵触しない限り、そして現在の法規に抵触しない限り、すべての森林所有者に自己の森林の自由な利用と経営が帰属する。

II. 特殊規定

1) 国有林を考慮して

第2条 国有林における林業は、最も重要な原則としての用益(Nutzung)の持続性に従って営まれなければならない。林業の計画は、慎重な収益の査定に基づかねばならない。

第3条 林業の課題は、地域や領邦の必要に応じた品種を可能な限り多く生産することにある。

第4条 木材以外の利用(Nebennutzungen)は木材の生産を危険にさらすほど拡大されてはならない。

第5条 農業と手工業的営業(Gewerbe)に対して可能な限り多くの配慮がなされる。

2) ゲマインデ、教会などの慈善団体(Stiftung)、団体(Körperschaft)の森林を考慮して

第6条 ゲマインデ、教会などの慈善団体が所有する森林は邦政府の上級監督下に置かれる。

第19条 私有林の所有者は、森林の利用と経営に関して森林警察の規定に従わねばならない。

第2部 森林権(Forstberechtigungen)

第23条 森林権の所有者(Forstberechtigte)は、彼の権利を行使する際、現行法の森林警察の諸規定に従わねばならない。森林権を行使する方法に関して生じる係争は、森林警察当局によって調停される。しかし、当事者が、彼の権利あるいはその範囲に関する判定によって権利の侵害を受けたとみなした限り、裁判に訴えることができる。

第24条 森林権は、森林の持続的な経営において、ならびに土壌や気候条件によって必要とされる木の種類や経営方法の変更において、森林所有者を妨げることはできない。

第25条 森林の持続的な経営を侵害することになる森林権については、森林権を負荷された者(Verpflichteten)の提案に基づいて、一定期間、侵害に相当する森林権が削減されうる。

第26条 森林の所有者が木の品種あるいは経営方法を変更しようとし、その結果、もはやこれまでのように森林権が行使されえない場合、彼は、その変更の前に森林警察当局にその旨を知らせなければならない。森林警察当局は当事者間で納得のいく合意点を探さなければならない。それが不可能である場合、森林警察当局は、意図された変更が合法的であるか、そしていかにして森林権の所有者に補償されるかを決定しなければならない。第一の問題については裁判上の手続きを経ずに、第二の問題については裁判によって。

補償は、……従来からの森林用益権の行使（Forstnutzungsbezug）を他の、それに相当する森林用益権の行使に変更するか、他の場合には貨幣によって行われうる。第29条 森林権が定額の、毎年の貨幣給付に変更される場合、当事者間の自由な合意によってのみ行われうる。

そうした貨幣による弁済は、森林権を負荷された者（Verpflichtete）によって20倍の金額をもってのみ償却される。第30条 毎年の、貨幣による弁済に転換されなかった森林権は、当事者双方の合意によってのみ償却される。

例外として、固定された量に転換された森林権の償却は、森林権を負荷された者の提案に基づいて行われる。

以上、法文のごく一部を取り上げたにすぎないが、ルーポルディンクの農民にとってとくに問題とされたのは、上記の森林権に関する諸規定であった。

第2節 1852年森林法に対する批判⁽⁴⁵⁾

ルーポルディンクの農民が批判の対象としたのは、以下の主張に見られるように、森林権に関する規定の中でもとりわけ第23条であった。「太古の昔から存在する慣習や法的な状況が、民衆に最も敵対的な精神に変えられてしまった。森林権に関する証書（Berechtigungsurkunden）の内容と従来の慣習はもはや決定的なものではなく、森

林警察の諸規定によって拘束されるようになった。」ただし、ここで言われている「森林権に関する証書」について具体的に何を念頭に置いているのか、明確にされていない。

さらに、第1条について次のように批判している。「第1条の理解は、森林権の生成と発展の歴史に根拠づけられた森林権の所有者と森林の所有者との同権、森林に対する森林権の所有者の歴史上の共同所有権（das historische Miteigentumsrechte der Forstberechtigten am Walde）を全く表現していない。むしろその理解は、森林の所有者（国家）におのずと次のような考えを想起させる。すなわち、森林権を、森林を利用し経営する際、自己に認められた自由の厄介な足枷とみなす考え方を想起させる。……第1条によって、バイエルン森林法にフランスの1827年森林法と同様の基礎が与えられたのである。」

また、第29条、第30条の森林権の償却規定について次のように捉えている。「これらの規定が1894年に悲劇的なフックスミュール事件を引き起こし、1896年にはゲマインデ・ヘスドルフ（Heßdorf）とゲマインデ・ヘルリヒ（Höllrich）の援助の叫びを招いた」、と。確かに、償却は「当事者双方の合意に基づいて行われうる」、と規定されているが、当時の状況においては合意に基づくのではなく、森林所有者、すなわち、旧領主の一方的な要求に基づき償却が提案されることがあった。その一つの例がフックスミュールである。

以上のように、農民は「森林権の所有者」と「森林の所有者」との同権を主張し、森林の自由で排他的な所有権と森林警察の存在を否定したのである。

それでは、このような森林権を所有する者はゲマインデ全体の中でどのような位置を占めていたのだろうか。

第3章 ゲマインデ・ルーポルディンクの社会経済的構造と森林権

第1節 「高地森林農民同盟」の社会的構成

まず、ゲマインデごとに形成された「マルクゲノッセンシャフト」の会員リストから会員の社会的構成を明らかにしたい。保管されている「マルクゲノッセンシャフト」の会員リスト⁽⁴⁶⁾の中から、名前と身分が明記されていて、「高地森林農

民同盟」の本部が置かれたゲマインデ・ルーポルディンクの組織を取り上げる。

ルーポルディンクにおいて形成されたマルクゲノッセンシャフトの成員116名について、身分(Stand)の欄から職業を知ることができる。それにより次のような社会的構成が明らかになる。

表1 マルクゲノッセンシャフト・ルーポルディンクの社会的構成

身分 (Stand)	人数	%
農民 (Bauer)	73	62.9
ギュートラー (Gütler)	15	12.9
鍛冶屋 (Schmied)	6	5.2
旅館・飲食店経営者 (Wirt)	4	3.5
車大工 (Wagner)	3	2.6
靴製造職人 (Schuhmacher)	2	1.7
その他 ⁽¹⁾	13	11.2
全体	116 ⁽²⁾	100

(出典) Gemeindecarchiv Ruhpolding, W. 1,2.

(註) (1) 「その他」には次の職業に就いている者がそれぞれ1人ずつ含まれる。れんが積み工 (Maurer)、パン屋 (Bäcker)、大工の親方 (Zimmermeister)、製材業の親方 (Sägmeister)、時計職人 (Uhrmacher)、桶屋 (Binder)、村長 (Bürgermeister)、教会関係者 (Wimmer)、家具職人 (Schreiner)、靴修繕職人兼靴製造職人 (Triftschuster)。2つの身分 (Schmaus, Rausch) については、さしあたり留保したい。

(2) 116人の名前と身分の欄に関して、1つの欄が空欄になっている。

表1によると、農民とギュートラーが全体の75.8パーセントを占めており、農民だけでも62.9パーセントを占めている。この農民は完全な1ホーフ (Hof) を持つ者とみなされる。1ホーフは約40~60タークヴェルク (Tagwerk)、約13.6~20.4ヘクタールである。ギュートラーはギュートウル (Gütl) を耕作する。1ギュートウルは32分の1ホーフより大きく4分の1ホーフより小さい。したがって、1ギュートウルは0.43~5.1ヘクタールである。⁽⁴⁷⁾ バイエレンではホーフフス (Hoffuß) という単位によって課税され、ホーフフスによる農地の分類に際して、農地面積とともに土地の肥沃度も問題にされることから、1ホーフの面積にはかなりの幅がある。「その他」には次の職業についている人がそれぞれ1人ずつ含まれる。すなわち、教会関係者 (Wimmer)、れん

が積み工 (あるいは左官 Maurer)、時計職人 (Uhrmacher)、家具職人 (Schreiner)、靴修繕職人兼靴製造職人 (Triftschuster)、桶屋 (Binder)、大工の親方 (Zimmermeister)、パン職人 (Bäcker)、製材業の親方 (Sägmeister)、村長 (Bürgermeister) などである。⁽⁴⁸⁾ 以上のような職業構成から、第一に、ルーポルディンクのマルクゲノッセンシャフトにおいては比較的大きな農地を持ち、農村社会の上層に位置する農民が過半数を占め、第二に、鍛冶屋、靴製造職人、車大工などの手工業を営む者に「その他」の中から手工業を営む者8人を加えると手工業者は約16.4%を占めていたことが明らかとなる。ただし、これらの手工業者の中には同時に農民でもあるものが含まれている。たとえば、靴修繕職人兼靴製造職人は農民であった。その点を留保しても、「マルクゲノッセンシャフト」を形成した農民やギュートラーとこれらの手工業者との間に市場を媒介として共通の経済圏が形成されていたと思われる。

「マルクゲノッセンシャフト」については、ルーポルディンク以外にライト・イム・ヴィンケル (Reit im Winkel)、インツェル (Inzell)、ユーバーゼー (Übersee)、ウンターヴェーセン (Unterwölben) について名前と身分が明記されており、その社会的構成はルーポルディンクのそれと大きな違いはない。

こうしたルーポルディンクのマルクゲノッセンシャフトの特徴をより明確にするために、ゲマインデ・ルーポルディンク全体の構造およびトラウンシュタイン郡の構造と対比してみたい。

第2節 ゲマインデ・ルーポルディングの社会経済的構造

現在のルーポルディンクが形成されたのは19世紀末のことである。19世紀初頭に形成されたゲマインデ・ヴァヘナウ (Vachenau)、ゲマインデ・ツェル (Zell) そしてゲマインデ・ルーポルディンクは、比較的小さなゲマインデであったため、1882年1月、一つのゲマインデ、すなわち、ルーポルディンクに統合された⁽⁴⁹⁾。19世紀末にオーバーバイエルン県トラウンシュタイン郡 (Bezirksamt Traunstein) には61のゲマインデがあり、その中の一つがルーポルディンクである。⁽⁵⁰⁾ まず、利用可能な土地について、トラウンシュタイン郡

表2 トラウンシュタイン郡およびゲマインデ・ルーポルディンクにおける土地利用 (%)

	採草地	放牧地*	耕地・庭	森林	ホーフ	全体
トラウンシュタイン	18.8	2.9	31.3	46.8	0.02	100
ルーポルディンク	57.5	8.4	6.6	25.4	2.1	100

(出典) Wilhelm Götz, Historisches Handbuch von Bayern, Bd.1., München 1895, S.423-424より作成

(註) *「放牧地」の欄には、「放牧地」以外に「敷き草のための採草地 (Streuweisen)」および「泥炭採掘地 (Torfstiche)」が含まれる。

全体とゲマインデ・ルーポルディンクを比較してみよう。

表2によれば、トラウンシュタイン全体と比較して、ルーポルディンクでは採草地の割合が極めて高く、逆に耕地の割合が極めて低いことがわかる。穀物栽培が行われうるのはごくわずかの地域にすぎず、ほとんどの農民が畜産と酪農によって生計を立てていた。

それでは、ルーポルディンクでは個々の集落はどのような形態をとっていたのであろうか。19世紀末にルーポルディンクには88の集落 (Ortschaft) が存在し、この88の集落は2つの村落 (Dorf)、45の小村 (Weiler)⁽⁵¹⁾、41の孤立農場 (Einöde)⁽⁵²⁾ から成っていた。小村や孤立農場が支配的な地域では、ブロック耕地が支配的であり⁽⁵³⁾、三圃制度は形成されなかった。より具体的に農地の利用形態およびその農地と結合した森林権の実態を見るために、以下では1882年に一つのルーポルディンクに統合される以前の3つのゲマインデのうち、19世紀初頭からの史料が残っているゲマインデ・ツェルに限定して分析したい。

表3によりゲマインデ・ツェル全体の土地利用についてみると、エーガルトが約39%と最も高い割合を占め、次いで森林が約31.5%、採草地が約21%を占めている。エーガルトは、たとえば2～3年間穀物栽培地として利用された後にそれよりはるかに長い期間採草地として利用される土地である。したがってエーガルトは主に採草地として利用されたときとみなしてよいであろう。エーガルトと採草地を合わせると60%となり、経営の中心が畜産と酪農におかれていたことを示している。さらに注目すべきことは、私有林を所有していたのはグート (Gut) を経営する農民が圧倒的に多いのに対して、ホイスル (Häusl, Häusel) の経営者は私有林を持たなかったことである。森林は農業経営にとって極めて重要な意味を持つことか

ら、グートを持つ農民は経営を拡大する上で有利な位置を占めていたといえる。

1854年の土地台帳によれば、ゲマインデ全体の土地は担税能力の基準である土地の面積および土地の肥沃度に従って3つのグループに分類されている。上層はグートであり、比較的大きな農場と家屋を指す。グートを所有する者が農民 (Bauer) と呼ばれた。第二のグループはギュートゥル (Gütl)、第三のグループがホイスル (Häusl) またはホイゼル (Häusel) である。ホイスルには非常にわずかの土地か、あるいは宅地のみが含まれる。担税能力を測定するには土地面積だけではなく、土地の収益も問題になることから、土地の面積にはかなり大きな幅がある。たとえば、表3に見られるように、ホイスルの上層の面積はギュートゥルの下層のそれよりも広い場合がある。この分類に従うと、ゲマインデ・ツェルにおいて土地と家屋を所有するすべての者のうち、グートを所有する者は65.5%、ギュートゥルを所有する者が16.3%、ホイスルを所有するのが16.3%である。土地と家屋を所有する者に限ってみれば、ツェルでは比較的豊かな農民が過半数を占めていた。

ゲマインデ・ツェルには、土地と家屋を所有しない者もいた。少し前の1825年の統計によれば、ツェルの家族数127であるのに対して、家屋数85、人口数572人である。1家族当たり平均して約4.5人となる。推定値に過ぎないが、127の家族のうち42の家族は家を持たなかった可能性がある。さらに、3つのゲマインデが統合されてルーポルディンクとなった後の1888年の統計によれば、ルーポルディンクの人口数が1770人、家屋数が332である。⁽⁵⁴⁾ 1家族当たり4.1人とすると、約1361人が自己の家屋で生活していたが、残りの409人は、インヴォーナー (Inwohner) として、結婚した後他人の家の借家人として生活するか、あるいは、クネヒト (Knecht) やマート (Magd) といわ

表3 ゲマインデ・ツェルにおける土地利用の分布

家の番号	農場 (Hof) の名前	A. Hofuß (租税の基準) に基づいて分類された農場 (Gut, Gütel, Häusel) (1)												B. 分別して譲渡できる土地 (Wäizender Besitz) (2)												合計							
		宅地		庭		エーガルト		採草地		森林		放牧地		採草地と森林		荒地		荒地と森林		荒地		採草地		森林		放牧地		荒地		採草地と森林			
		Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.	Tw.	Dz.
1	das Oberzwicklinger Gütel	0.15	0.32	12.52	14.20	3.43		1.64																								32.26	
2	das Unterzwicklinger Gütel	0.14	0.83	5.55	8.88	3.10																										20.19	
3	das Schusterhäusel	0.09	0.67	4.02	10.91	4.27																										19.96	
4	das Eppengut	0.37	0.99	24.33	12.15	1.08		0.53																								39.45	
5	das Oberleinergut	0.40	1.47	25.19	8.19	1.53																										41.26	
6	das Schneiderbauergut	0.16	0.67	13.60	5.51																											21.19	
7	das Kockengut	0.13	0.18	15.33	5.31	6.66		1.25																								28.21	
8,9	das Schusterbauerngut	0.36	1.28	26.86	8.45	10.25																										86.57	
10	das Leinerhäusel	0.24	1.50	22.58	8.78	5.94																										39.50	
11	das Baumgut	0.27	0.31	20.44	5.35	3.93		1.36																								32.92	
12	das Lackierhäusel	0.25	0.38	20.73	5.52	2.81		0.37																								1.85	
13	das Lackergut	0.26	0.43	20.62	5.36	5.16																										30.07	
14	das Mathelgütel	0.20	1.81	19.16	4.74	0.60		0.43																								32.27	
15	das Niederleinergut	0.41	0.54	18.70	7.04	28.14	4.91																									26.51	
16	das Bojergut	0.13	0.43	15.39	9.41	5.19																										59.74	
17	das Orackergut	0.26	2.97	14.96	8.55	44.62		2.69																								80.61	
18	das Brandbegut	0.26	0.43	21.62	13.45	76.96																										73.75	
19,20	das Brandgut	0.02	0.18																													113.05	
21	das halbe Dure-Häusel	0.02	0.53																													0.20	
22	das halbe Steer oder Jackhäusel	0.05	0.85																													0.55	
23	das halbe Davidenhäusel mit Garten	0.07	0.29																													0.90	
24	das halbe Davidhäusel mit Garten	0.05	0.39																													0.36	
25	das Gries-Haus mit Garten	0.07	0.32	11.75	8.31	32.37																										0.44	
26	das Steinwandgut	0.03	0.27																														54.92
27	das Auhäusel mit Garten	0.07	0.02																													0.30	
28	das Krammerhäusel mit Garten	0.06	0.07																													0.15	
29	das Melbergütel	0.38	5.43	32.22	17.14	44.63	0.79																									3.30	
30	das Leinergut	0.26	1.07	13.09	2.78																											99.80	
31	das Hüselgut	1.00	1.48	17.81	2.53	20.89	19.14																									21.70	
32,34	das Wirtshut u. Schwaigertehen	0.15	0.52	48.43	6.03	0.67																										62.91	
33	das Hagergut	0.50	1.28	22.44	8.18	12.57	19.03																									56.41	
35	das Zellergut	0.27	0.02	0.38																													63.80
36	das Stegsmidgütel	0.01																														6.18	
37	Ders.	0.34	0.20	2.98	0.13																											0.01	
38	das Sagmüthgütel	0.14	0.09																														0.57
39	das Sagschmidgütel	0.72	0.05	17.95	7.17																												6.63
40	das Bächen oder Gschwunder Mühlgut	0.08	0.48	2.56																												0.23	
41	das Lamplgütel	0.12	0.36																														26.86
42	das Schusterhaus mit Garten	0.06	0.15																														3.29
43	das Sagschusterhäusel mit Garten	0.15	1.27	7.72	2.81																												2.76
44	das Weinsengütel	0.09	0.72																														0.40
45	das Kollerweberhaus mit Garten	0.09	0.50																														0.81
46	das Reitschmidgütel	0.04																															0.59
Besitz-Nr.	1/2	0.37	1.01	50.05	2.34	10.17																											0.04
47,48,49	Waifenschmide und Kohlhitte																																70.18

れる農業奉公人として独身のまま他人の家で働き続けたことになるであろう。酪農地帯では、クネヒトやマーケットと呼ばれる農業奉公人が多く、彼らの多くは30歳を過ぎても独身のまま他人の家に住み込み、働き続けた。オーバーバイエルン県では、1909年に家族以外の労働力である奉公人の割合がなお20.2%を占め、バイエルンの他の県と比較すると最大の割合を占めた。⁽⁵⁵⁾ 彼らが家を持つことができずに結婚した時、インヴェナーとして他人の家の借家人になり、極貧の生活を送る場合が多かった。⁽⁵⁶⁾

ゲマインデ・ツェルにおいて土地と家屋を所有する人の中でもグートを所有する人の割合が過半数を占めたということから、この地域では社会の上層を相対的に豊かな農民が占め、他方で土地も家屋も持たない人々が下層に位置していた。この経済的格差は同時に社会的な格差を意味した。土地と家屋を所有すること、そしてより広大な土地を所有することが社会的な地位を保障し、このような構造が容易に固定化された。表3に見られるように、土地所有が、一方では「A. グート、ギュートゥル、ホイスルの所有面積」、他方で、「B. 転々と移動する所有面積 (Walzender Besitz)」に分けられ、しかも前者が大きな部分を占めている。このことは、土地所有の在り方が市場経済の影響から相対的に独立していたことを示している。すなわち、グート、ギュートゥル、ホイスルはホーフス (Hoffuß) を基準として区分された租税の基礎であるため、「一体化された所有 (Geschlossener Besitz)」あるいは「農地の分割制限性 (die Gebundenheit der Güter)」として分割されて譲渡・相続されることはできなかった。譲渡または相続する場合には土地全体とその上に立つ家屋や納屋などすべて、すなわち、農場 (Hof または Anwesen) を一括して引き渡さなければならなかった。その場合、農場の所有者が変わっても家番号 (Haus-Nummer) と家の名前 (Hausname) は変わらなかった。確かに所有者が交代して、より合理的な経営をする人が新たに農場の所有者になることによって市場経済への適応が促されるかもしれない。しかし同時に、その時にも農村においてすでに形成されていた構造が維持されうる。租税の基礎としての「一体化された土地所有」が土地市場における土地の自由な流通に制限を加える

ことになったからである。他方でその構造を変えるのは、「転々と移動する土地所有」である。18世紀に入ってはじめて荒蕪地が開墾されるようになり、開墾された土地は「移動する土地片 (Walzendes Stück)」としてそれ自体別個に課税されるようになった。この「移動する土地片」は、自由に分割され譲渡されるため、経営規模の拡大あるいは縮小を容易にした。⁽⁵⁷⁾ 土地の譲渡・相続に見られる2つの異なる原理のうち、森林権は「自由に分割し譲渡することのできない土地・家屋」に結合された権利であった。

第3節 ゲマインデ・ルーボルディンクにおける森林権の実態

森林権、すなわち、他人の森に対する法的権限には、具体的に以下のような権利が含まれる。森林権とは、「他人の土地にある高原放牧地 (Alm)、放牧地 (Weide)、木材 (Holz) および敷き草あるいは落ち葉 (Streu)」を合法的に利用する権利を意味する。⁽⁵⁸⁾ さらに、例えば木材について、薪、建築用木材などの利用権に細分化される。これらの多様な権利は土地所有の規模と肥沃度に比例してその量、言い換えれば持分 (Anteil) が決められていた。このような森林権は農業経営にとってのみならず、生活にとっても必要条件とみなされていた。

ここでもさしあたり史料が残っているゲマインデ・ツェルに限定して、まず森林権の1つである薪 (Brennholz) の権利を明らかにしたい (表4)。

一見して明らかのように、グートを所有する者のうちでも比較的大きな農地を所有する者が12クラフターの薪を得る権利を持つものに対して、ギュートラーの多くは10クラフター、そしてホイスラーは6クラフターの権利を持つ。この権利を農民は国有林 (Forstärar) に対して行使した。1810年から1840年まで森林権の大きさにはほとんど変化が見られないが、わずかに増大した場合もあれば、他方で減少した場合もある。ただし、1810年の土地台帳には薪だけではなく「薪および建築用木材も必要に応じて (Brenn- und Bauholz nach Bedürfnis)」と明記されている。1840年から1858年にかけても森林権の持ち分の増減にはあまり変化が認められない。しかし1852年以降、この表に

表4 ゲマインデ・ツェルにおける薪 (Brennholz) の権利

単位：クラフター (Klafter) ⁽¹⁾

家番号 (Haus No.)	家の名前 (Hausname)	集落 (Ortschaft)	1810年 Kl.	1829年 Kl.	1840年 Kl.	1858年 Kl.	農地 (1854年) Tw. Dz.	
1	Oberzwicklinger	Zwickling				10	32	26
2	Untierzwicklinger	Zwickling				10	20	19
3	Eppengütl	Zwickling				6	19	96
4	Epp	Vordermiesenbach				12	39	45
5	Oberleiter	Vordermiesenbach		12	12	12	41	26
6	Schneiderbauer	Vordermiesenbach		10	12	10	21	19
7	Köck	Vordermiesenbach				10	28	21
8, 9	Schusterbauer	Vordermiesenbach		12	12	12	86	57
10	Leitner	Vordermiesenbach		10	10	10	39	50
11	Bär	Untermiesenbach				10	32	92
12	Lacknerhäusl	Untermiesenbach	6			6	1	85
13	Lacknergut	Untermiesenbach				10	30	07
14	Matheiß	Untermiesenbach				10	32	27
15	Niederleitner	Untermiesenbach				10	26	51
16	Boyer	Bojern		10	10	10	59	74
17	Ortacker	Ortacker					80	61
18	Brandlberger	Brandlberg				10	73	75
19, 20	Brandler	Brandl				10	113	05
21	Dux	Hadermarkt		6	6	6	0	20
22	Steer	Hadermarkt		6	6	6	0	55
23	Daviden	Hadermarkt				6	0	90
24	David	Hadermarkt		6	6	6	0	36
25	Gries	Hadermarkt				6	0	44
26	Steinwand	Steinwand					54	92
27	Auhäusel	Au	6			6	0	30
28	Kramer	Skt. Valentin	6				0	15
29	Meßner	Zell		8		8	3	30
30	Leitner	Leiten	12	12	16		99	80
31	Häusler	Häusler		10	16	10	21	70
32, 34	Wirth	Zell				20	62	91
33	Hagergut	Zell				6	54	61
35	Zellerbauer	Zell			12		63	80
36	Stegschmid	Grashof	10			6	6	19
37	unbekannt (不明)							
38	Sagmeister	Grashof	10				6	63
39	Sagschmid	Grashof	6			6	0	23
40	Bäck	Grashof				30	26	81
41	Lampl	Grashof	6	6	8	6	3	29
42	Schusterhiasl	Grashof	6	6	12	6	2	76
43	Unterschuster	Grashof				6	0	40
44	Weinzeis	Grashof	10	10	10	10	1	95
45	Kollerweber	Grashof	6	6	6	6	0	81
46	Reitlschmid	Grashof				6	0	59
47, 48, 49	Ortner	Ort		10	10	10	70	18
50, 51	Knogler	Knogl		10	8	10	45	60
52, 53	Ramsler	Ramsen	14-12	14	12	14	77	63
54	Hinterfutzenauer	Hutzenau		10	12	10	45	60
55	Vorderhutzenauer	Hutzenau		10	10	10	58	60
56	Widmoser	Widmoos				10	39	65
57	Broi (Bräu)	Mitterwegen		8	12	10	29	19
58, 59	Putz	Mitterwegen	10			10	32	58
60	Hinterinfang	Infang	6			6	3	71
61, 62	Unterebner	Untereben				12	91	41
63	Oberebner	Obereben				12	83	99
64	Stainlinger	Stainling					90	01
65	Stainlinger	Stainling	15-14				112	11
66, 67	Hallweger	Hallwegen					151	75

68	Hinterauer	Au am Froschsee		10	10	10	69	55
69	Vorderauer	Au am Froschsee				10	63	93
70	Hinteraschenauer	Aschenau		12	12		64	76
71	Vorder- und Mitteraschenauer	Aschenau		12	12		73	67
72, 73	Pointner	Point		12	12	12	157	75
74	Hinteroberhauser	Oberhausen		12	12	12	86	53
75	Vorderoberhauser	Oberhausen		12	10	12	54	19
76	Unterramser	Ramsen		8	10	8	33	44
77	Oberramser	Ramsen				8	32	11
78	Oberschießlosbichler	Schießlosbichl					36	21
79	Unterschießlosbichler	Schießlosbichl					33	63
80	Oberraiter	Raiten		12	12	12	49	34
81	Unterraiter	Raiten		12	10	10	62	38
82	Endseer	Endsee				12	73	36
83	Oberrauschenbichler	Rauschenbichl				12	79	54
84	Unterrauschenbichler	Rauschenbichl				10	67	57
85	Labenbacher	Labenbach				12	146	28
86, 87	Rieder	Ried		12	12	12	119	14
88	Plenker	Plenken				10	69	09
89	Stadler	Stadler		10	12	10	73	50
90	Gnaigschmid (Hufschmid)	Gnaig	6			6	9	33
91	das Nebenhäusel der Hausnummer 90							
92	Vorderinfang	Infang					3	57
93	St. Valentin						0	21
94	das Försterhaus	Au					2	32

(出典) Gemeindearchiv Ruhpolding, W. 6,1; Forstakten Bd.60, Bd.62, Bd.63.

Staatsarchiv München, Kataster 26812.

(註) (1) クラフターは木材の容積を量る単位である。1クラフターの木材は3.3立法メートル。

(2) 家番号17、64、65の家は1880年ごろまでに取り壊された。(Forstakten, Bd.60.)

(3) 1810年の木材には薪と建築用木材 (Bauholz) が含まれる。1810年の土地台帳には、「森の特定の場所に木材を取得する権利を定められた (angeforstet)」者と「森の特定の場所に木材の権利を定められていない (unangeforstet)」者とが区別されて記載されている。(Gemeindearchiv Ruhpolding, Forstakten Bd.62: Materialien zur Servituten-Beschreibung von der XI Forstrevier Ruhpolding nun I. Revier Zell, und II. Revier Ruhpolding entworfen im Jahr 1810.) この表4には、「森の特定の場所に木材を取得する権利を定められた」者の森林権を記載した。

は現れない形で国有林の営林署 (Forstamt) をとおして森林権を償却する要請が出されていた。すなわち、多くの場合、国庫が農民の森林権を買い取ることによって、あるいは森林を割譲することによって国有林に課されていた森林権による負担をなくすという方法で償却が行われようとした。国家によって提示された償却の条件に対して不満を持つ場合、裁判による戦いが選択されたため、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、償却をめぐる訴訟が増大した。⁽⁵⁹⁾

森での放牧 (Waldweide) もルーポルディングでは19世紀後半になお行われていた。平野部ではすでに18世紀に舎飼いへの移行が始まり、19世紀に入って舎飼いが普及するにつれて森の放牧権は償却可能であると判断されるようになった。⁽⁶⁰⁾ 山岳地帯に位置するルーポルディングでも豚の飼育

は舎飼いに移行したが、牛や馬などについては、国有の高原牧場 (Alp) への「家畜の追い上げ (Auftrieb)」が行われ、租税負担の能力に比例した家畜頭数が家畜の種類ごとに細かく定められていた。この場合も、グートを所有する豊かな農民がより多くの牛や馬を放牧することができた。⁽⁶¹⁾

ルーポルディングの農民が森林権を行使したのはすべて国有林に対してであったが、すでに述べたように、彼らは私有林も所有していた。国有林や私有林はどの程度の割合で分布していたのだろうか。表5により、森林の所有状況を見ると、バイエルン全体では国有林が34%、私有林が50.6%を占めている。ところが県別にみると、バイエルン全体の中で国有林が最も高い割合を占めているのはオーバーバイエルンである。私有林が最も高い割合を占めているのはニーダーバイエルンであ

表5 バイエルンにおける森林所有 1913年 単位：ha

県	国有森		ゲマインデの森林		慈善団体の森林		協同組合の森林		私有森		全 体	
	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
オーバーバイエルン	199245.7	39.1	12233.7	2.5	7971.4	1.6	654.9	0.1	288858.9	56.7	509864.6	100.0
ニーダーバイエルン	67021.2	20.0	2913.0	0.9	4515.4	1.3	186.9	0.1	260177.8	77.7	334813.8	100.0
プファルツ	117325.2	50.2	85525.6	36.6	1001.7	0.5	350.2	0.2	29396.4	12.6	233599.1	100.0
オーバープファルツ	119057.2	33.2	8972.9	2.5	8162.6	2.25	174.7	0.05	223680.4	62.0	364648.4	100.0
オーバーフランケン	93988.8	37.8	12121.2	4.9	3657.0	1.4	2121.6	0.8	136723.6	55.0	248612.2	100.0
ミッテルフランケン	79830.3	31.2	36830.6	14.2	4405.5	1.8	882.7	0.4	134588.7	52.4	256087.8	100.0
ウンターフランケン	100035.2	31.8	115630.0	36.7	8428.2	2.7	11622.3	3.7	78930.0	25.1	314645.9	100.0
シュワーベン	70029.2	29.7	41496.3	17.6	10460.7	4.4	4099.0	1.7	109985.9	46.6	236071.1	100.0
バイエルン全体	848032.9	34.0	315273.3	12.7	48602.5	2.0	20092.3	0.8	126234.2	50.6	2494342.2	100.0

(出典) K. Statistischen Landesamt (Hg.), Beiträge zur Statistik des Königreichs Bayern, Heft 87, München 1915, S.27*より作成

り、次いでオーバープファルツ、オーバーバイエルンの順となっている。それに対して、ゲマインデの所有が高い割合を占めているのがウンターフランケンとプファルツであり、ここでは私有林の割合が非常に低い。さらに地域的に絞ると、シュレーグルによれば、「まとまった私有林が見られたのはニーダーバイエルン全体、オーバーバイエルン県のアルプス山脈北東部の山地、オーバーフランケンの大部分であった。それに対して……シュワーベンでは、ゲマインデや団体の森林が維持された。とくにウンターフランケンでは、1860年に森林面積全体の36%がゲマインデ、慈善団体、団体の森林であったのに対して、オーバーバイエルンではそれは7.5%、ニーダーバイエルンでは3.0%に過ぎなかった。」⁽⁶²⁾ オーバーバイエルンでは私有林と国有林を合わせると95.8%を占め、その中でもアルプス山脈の麓に位置したルーポルディンクでは私有林が高い割合を占めていた。国有林に対する森林権に関して有利な地位を占めたのはグートを経営する上層の農民であったが、同様に私有林の多くの部分を所有できたのも彼らであった。⁽⁶³⁾ したがって、森林権は私有林とともに農村の階層的な秩序を固定する機能を果たした。

第4章 「高地森林農民同盟」の活動

この章では「森林農民同盟」の活動を追うことによってこの組織の意義を考察し、結びに代えたい。

第1節 25項目の要求

「森林農民同盟」の活動は、まず「1852年森林法」を変更するために邦議会およびバイエルン政府に対する請願に向けられた。この「森林農民同盟」の働きかけを受けて、1900年に「森林権委員会 (Forstrechts-Commission)」が設置され、この委員会においてオーバーバイエルン州政府とゲマインデの森林権を有する者 (die Forstberechtigten) たちとの間で交渉が行われることになった。⁽⁶⁴⁾ 森林権者たちは、同年、「25項目の全般的要求 (25 Punkte der Allgemeinen Forderungen bei den demnächst stattfindenden Forstrechts-Commissions-Verhandlungen)」⁽⁶⁵⁾ を作成して交渉に臨んだ。以下で25項目の要求のうち主な項目の内容を要約したい。

- 1) 高原牧場への家畜の追い上げ (Auftrieb) と追い下げ (Abtrieb) に関する最終的な取り決めとその期間について
- 2) 羊や山羊に関する放牧権が新たに定められるべきである。羊の頭数は森林権者の所有規模に応じて3つの等級に、すなわち、6頭、4頭、2頭 (子羊なし) に、山羊の頭数は一般的に3頭に定められるべきである。羊の飼育は我々の経済的な状況において合理的な経営のために不可欠であるが、放牧なしには考えられない。さらに、山羊—山羊は小農や小ギュートラー (Kleingütler) ⁽⁶⁶⁾ の場合雌牛にとって代わる—の

放牧は、そうした小経営においては食料問題に属する。古い森林権の原本 (Urkunde) の証明によれば、山羊は異議を申し立てられることなく放牧地に放たれていた。

- 3) 薪 (Brennholz) の問題は次のように解決されるべきである。薪の量は家の必要に従って、1791年から1820年までの森林代金勘定書 (Forstgeldrechnung) および1810年の土地台帳への家の必要に応じた登記に従って確定されるべきである。割り当てられ、薪にされる原木は、少なくとも1.5ステール (Ster)⁽⁶⁷⁾ とされるべきである。……さらに、次のことを強く要求する。すなわち、古文書において証明される権利、言い換えれば、「森の特定の場所で必要な木材を取得するよう定められた (angeforstet) 権利」⁽⁶⁸⁾ に基づいて増築や隣接する家を建てるために、再度「権利に基づく木材 (Rechtholz)」が定められるべきである。そのような木材は償却なしに除外されてしまった。
- 4) 建築用木材 (Bauholz) に関しては次のように提案する。古い、証明される慣習によれば、原木は全体の一本として、しかも加工用木材や建築用木材に利用されるすべての種類の木材が引き渡された。その量があまりにも少なく測定されてはならない。……
- 16) 高原放牧および放牧の環境条件を規定する際、利害関係者は高原放牧地 (Alpenweide) や自宅を中心とする放牧地 (Heimweide) に対する所有権の請求を将来に関しても自らに留保すべきである。
- 25) 合法的な森林権土地台帳 (Forstrechtskataster) の作成

このような要求を代弁したのはクライトナーであった。長く続いた交渉であったにもかかわらず、森林問題を管轄していた財務省が森林権者の要求を拒否したことから、この交渉は実を結ぶことなく終わった。⁽⁶⁹⁾

委員会における交渉が失敗に終わった後、「森林農民同盟」は国庫 (Fiskus) に対する訴訟に活動の重心を移した。250人に及ぶ原告による訴訟

の多くは第一次世界大戦の時期にも続けられた。⁽⁷⁰⁾

第2節 オーバーバイエルンにおける労働共同体の形成

「森林農民同盟」の活動と並行して、「オーバーバイエルンキリスト教農民協会 (der Oberbayerischen Christlichen Bauernverein)」⁽⁷¹⁾ も森林権問題に取り組んでいた。キームガウ地方の先例にならって、1897年、他の地域の山岳農民も「地区団体 (Ortsgruppe)」を形成し、彼らの利害と要求を「オーバーバイエルンキリスト教農民協会」を通して実現しようとした。「農民協会」は森林権問題が山岳農民にとって死活問題であることを認識して、メルヒナー (Melchner) の指導部のもとにこの問題に取り組んだ。「農民協会」は、1907年、「協会」と親しい関係にあった中央党議員のピヒラー (Dr. Pichler) とアインハウザー (Dr. Einhauser) に働きかけ、山岳地帯における森林権および放牧権の規定を問題として取り上げるために、この件を邦議会に提案するよう促した。この提案を受けて邦議会は、邦議会内の経済委員会においてこの問題に対応することを伝えた。こうして個々の「地区グループ」と政府の委員会との間で個別的に交渉が行われることになったが、これに対して「農民協会」は、森林権者を統一的な指導部のもとに組織して、その組織を政府の委員会に対して同権の交渉相手として対決させるべきであると考えた。この目的を実現するために、メルヒナーは「森林農民同盟」と「キリスト教農民協会」および既存の森林権者の組織とを一つの労働共同体 (Arbeitsgemeinschaft) に統合しようとした。この考えは、長期的な準備段階を経て、1919年10月26日に「森林権・放牧業問題を規定するためのオーバーバイエルンキリスト教農民協会と森林農民同盟との労働共同体 (die Arbeitsgemeinschaft des oberbayerischen christlichen Bauernvereins und des Waldbauernbundes zur Regelung von Forstrechts- und Weidewirtschaftsfragen)」として実現された。⁽⁷²⁾

政治的にはその立場を異にする組織が統合されたことから、まずこの点について次のように述べている。この「労働共同体」はオーバーバイエルンのすべての森林権者および放牧権者の利害団体であり、党政策に関しては全く中立であること、

規約に基づき法的問題と経済的な問題のみを扱うこと、この組織の成員が様々な政党に属することを考慮してあらゆる政治活動やそれに関する論究を差し控える。

組織は4500人の成員と60の地区団体から構成され、本部はローゼンハイム（Rosenheim）におかれた。幹部会が形成され、その中心的なメンバーとして、アイヒナー（Eichner—ヤスベルク [Jasberg]）、エンゲルスベルガー（Engelsberger—インツェル [Inzell]）、メルヒナー（Melchner—ミュンヘン）、シュムッカー（Schmucker—ルーポルディンク）が選ばれた。また、業務担当者（Geschäftsführer）としてこの組織のあらゆる実務を担当したのがクネーリングゲン（Freiherr von Knöringen）であった。さらに、「労働共同体」の規約が採択された。⁽⁷³⁾「労働共同体」の活動の中心は、森林権および放牧権に関して政府の委員会と交渉することにおかれたが、それに伴う費用のほとんどすべてが「キリスト教農民協会」によって負担された。その活動は、1933年に「農民協会」と「森林農民同盟」がナチ黨員によって解散させられるまで続けられた。

「高地森林農民同盟」はそれ自体小さな組織にすぎず、運動の中心的な基盤もトラウンシュタイン、ベルヒテスガーデン、ラウフェンに限られていた。しかし、「森林農民同盟」は他の組織との経済的な連携を深めることによって他の農民運動に流れ込む支流を形成した。とくに「森林農民同盟」の指導者であったアイゼンベルガーは、「バイエルン農民同盟」の指導者をも兼ね、2つの組織の間に協力関係を作ることに貢献した。さらに、確かに指導者の政治的な立場をめぐって「森林農民同盟」と「バイエルンキリスト教農民協会」との間に対立が見られたが、経済的な利害を共有することによって協力的な関係が形成されていた。したがって、それぞれの組織の間に対立関係と同時に協力関係も形成されていたことに注目すべきである。

さらに、「バイエルン農民同盟」および「高地森林農民同盟」の個々の成員には既成の政治的リーダーから独立して道を切り開こうとする傾向が認められるが⁽⁷⁴⁾、今後、そうした傾向とゲマインデを基盤とする共同体的規制（あるいは共同体的規制の弛緩）との関連を歴史的に辿るという問

題が残されている。

（註）

- (1) Forst-Gesetz vom 28. März 1852, in: Gesetz-Blatt für das Königreich Bayern, 1852, Sp.69-161.
- (2) Adolf Müller, Fuchsmühl. Eine Skizze aus dem Rechtsstaat der Gegenwart, München 1895; Willy Albrecht, Die Fuchsmühler Ereignisse vom Oktober 1894 und ihre Folgen für die innere Entwicklung Bayerns im letzten Jahrzehnt des 19. Jahrhunderts, in: Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte (以下、ZBLGとして省略) 33, 1970, S.307-354; Walter Stelzle, Die wirtschaftlichen und sozialen Verhältnisse der bayerischen Oberpfalz um die Wende vom 19. zum 20. Jahrhundert. Der Streit von Fuchsmühl, in: ZBLG 39, 1976; 三宅立「ガンドルファー兄弟事始め—第一次世界大戦前の国家と農民—」(『駿台史学』第45号、1978年、所収); Alfred Wolfsteiner, Die Fuchsmüller Holzschlacht 1894. Chronologie eines Skandals, Fuchsmühl 1993; Erich Schraml, Von der Gutsherrschaft zur politischen Gemeinde. Die Entstehungsgeschichte der Marktgemeinde Fuchsmühl, Fuchsmühl 2000. なお、フックスミュール事件とその社会経済的基盤については稿を改めて纏めることにしたい。
- (3) Wolfgang Schuster, Georg Eisenberger (1863-1945) und die bayerische Landwirtschaft in der Weimarer Republik. Wirken eines Politikers aus der Provinz, Magisterarbeit, 1990; Ders., Der Oberländer Waldbauernbund in der Revolutionszeit 1918-1920, in: Jahrbuch 1992. Historischer Verein für den Chiemgau zu Traunstein, Traunstein 1992, S.81-98.
- (4) バイエルンでは、1802年のモンジュラによる修道院の解散を皮切りとして、それまで修道院が所有していた森林の多くが国家の所有に移行した。Alois Schmid(Hg.), Die Säkularisation in Bayern 1803. Kulturbruch oder Modernisierung?, München 2003. 谷口健治、『バイエルン王国の誕生—ドイツにおける近代国家の形成』山川出版社、2003年。

- (5) Gesetz über die Aufhebung der standes- und gutsherrlichen Gerichtsbarkeit, dann die Aufhebung, Fixierung und Ablösung von Grundlasten. (VI. Beilage zum Abschiede für die Stände-Versammlung.) vom 4. Juni 1848, in: Gesetzblatt für das Königreich Bayern, 1848, Sp.97-118.
- (6) Gemeindearchiv Ruhpolding, Waldbauernbund (以下、W. と省略する) 1, 1 (Akt: Circulare)
- (7) Gerhard Frank, Die rechtshistorische Entwicklung der Forstrechte im Chiemgau, Diss., München 1957, S.16, S.37.
- (8) ポーゾルはベルヒテスガーデン郡 (Bezirksamt Berchtesgaden) を対象としてこの問題を分析している。Karl Bosl, Forsthoheit als Grundlage der Landeshoheit in Baiern. Die Diplome Friedrich Barbarossas von 1156 und Heinrichs VI. von 1194 für das Augustinerchorherrenstift Berchtesgaden. Ein Beitrag zur Verfassungs-, Siedlungs-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte des bayerischen Alpenlandes, in: A. Schwerd (Hg.), Gymnasium und Wissenschaft. Festgabe zur Hundertjahrfeier des Maximiliansgymnasiums in München 1949, S.2.
- (9) Elisabeth Troll, Das Siedlungsbild des Inn-Chiemsee-Vorlandes. Eine historisch- geographische Untersuchung mit 4 Karten, 5 Textskizzen und 4 Tafeln, München 1932, S.58-60; Peter Bergmaier und Neuverfaßt von Alf Gall, Ruhpolding. Chronik auf der Grundlage des Heimatbuches, 2. Aufl., Ruhpolding 1983, S.338-345. 地図に見られるように、キームガウ地方はキーム湖周辺の、トラウン (Traun) 川流域からイン (Inn) 川流域までの地域である。
- (10) Gemeindearchiv Ruhpolding, W.1,8 (Akt: Viehein- und ausfuhr, Grenzsperr 1890).
- (11) J. B. Eßlen, Die Fleischversorgung des Deutschen Reiches, Stuttgart 1902, S.230.
- (12) Gesetz, betreffend die Krankenversicherung der Arbeiter. Vom 15. Juni 1883, in: Reichs-Gesetzblatt (以下、RGBl. と省略する). 1883, S.73-104.
- (13) Gesetz, betreffend die Unfall- und Krankenversicherung der in land- und forstwirtschaftlichen Betrieben beschäftigten Personen. Vom 5. Mai 1886, in: RGBl. 1886, S.132-178, bes. S.177.
- (14) RGBl. 1886, S.132-178, bes. 138.
- (15) Gesetz, betreffend die Invaliditäts- und Altersversicherung. Vom 22 Juni 1889, in: RGBl. 1889, S.97-144.
- (16) クライトナーは、以前、陸海軍の将校を養成する少年学校の教授であった。また、1893年頃にはミュンヘンのゲマインデ全権代表委員 (Gemeindebevollmächtigter) であり、ミュンヘンのオーバーバイエルン・ラントラート (Landrat) の成員であった。さらに、後に言及する「オーバーバイエルン農業経営者・営業者同盟」の指導的成員でもあった。(Georg Eisenberger. Mein Leben für die Bauern. Erinnerungen eines Bauernführers, Eingeleitet und Kommentiert von Johann Kirching, München 2011, S.49; Peter Bergmaier, Neuverfaßt von Alf Gall, a. a.O., S.160.)
- (17) Georg Eisenberger, Der Futzenauer 1863-1945. Ein Porträt des Bauernbundführers. Aus dem Nachlaß, zusammengestellt von seinem Urenkel Georg Eisenberger, Traunstein 1988, ohne Seite; Georg Eisenberger, Mein Leben für die Bauern, 49-50. なお、暫定的幹部会の成員の職業については以下のとおりである。ゲオルク・ツェラー：マイアークシュヴェントの農民、マティアス・フーバー：靴修繕職人兼靴製造職人であり農民 (Triftschusterbauer と呼ばれた)、イグナツ・ヘーグル：ノイシュターデルン (Neustadeln) の農民 (1876年にゲマインデ・ルーボルディング [1882年に統合される以前のゲマインデ・ルーボルディング] の村長)、フィリップ・シュワイガー：リート・アム・フロシュゼー (Riedt am Froschsee) の農民、ゲオルク・ケンドラー：クノーグル (Knogel) の農民 (Peter Bergmaier, a.a.O., S.80, S.87, S.328, S.375; Peter Bergmaier, Ruhpolding. Heimatbuch aus dem Miesenbach, 2.Aufl., Ruhpolding 1953, S.316)
- (18) Gemeindearchiv Ruhpolding, W.1,1 (Akt: Circulare).
- (19) バイエルンでは、マルク (Mark) は、共有財産またはゲマインデの財産 (Gemein- bzw. Gemeindeseigentum) を意味する。また、マル

- クは、家、農場 (Hof) およびその諸設備 (Zugehör), 耕地、採草地および放牧地、道路および橋、森および原野、荒蕪地そして河川・湖沼などを備えた一つの集落の経済的・法的な領域を含む。また、Holzmarkは、ゲマインデが所有する森林 (Wald, Gemeindewald) を意味する。(Reinhard Riepl, Wörterbuch zur Familien- und Heimatforschung in Bayern und Österreich, 3., erweiterte Aufl., Waldkraiburg 2009, S.266, S.197)
- (20) ここで言われている猟獣の害は、1850年の「猟獣法」によってさらに拡大されたものである。(Gesetz, die Ausübung der Jagd betreffend, vom 30. März 1850, in: Gesetz-Blatt für das Königreich Bayern, S.117-130.)
- (21) エガーは、フロッシュゼーのポイントナーバウアー (屋号) と呼ばれる農民である。(Traunsteiner Wochenblatt (以下TWと省略する), Nr.65. vom 1. Juni 1893, S.1.)
- (22) TW, Nr.62. vom 25. Mai 1893, S.1.
- (23) 本文の以下の内容は、TW, Nr. 65 vom 1. Juni 1893, S.1-2による。傍点は原文における強調に従った。
- (24) たとえば、「古代、森はマルク共同体員の共有財産であった」というクライトナーの主張に見られるように、古ゲルマンの時代に「マルク」あるいは自由民から成る「マルク共同体」が存在したという見解に関しては、すでに疑問視されている。増田四郎「補論一 中世村落研究の問題点」(『西洋封建社会成立期の研究』岩波書店、1955年、所収)を参照。
- (25) ギュンター・フランツ著、寺尾誠・中村賢二郎・前間良爾・田中真造訳『ドイツ農民戦争』未来社、1989年。ピーター・ブリックレ著、前間良爾・田中真造訳『1525年の革命—ドイツ農民戦争の社会構造的的研究』刀水書房、1988年。
- (26) TW, Nr.64. vom 30. Mai 1893, S.1. (傍点は原文における強調)
- (27) 1891年末、「ティヴォリ綱領」に見られるように、保守党急進派の中に反セム主義的イデオロギーが浸透していき、この急進派が中心となって1893年に「農業者同盟 (Bund der Landwirte)」が成立したことと比較すると、
- 南ドイツの「森林同盟」は、この時そのような歴史的潮流からは距離を置いていた。「ティヴォリ綱領 (Tivoli-Programm)」については、次の文献を参照。Felix Salomon, Die deutschen Parteiprogramme, vom Erwachen des politischen Lebens in Deutschland bis zur Gegenwart, Heft 2, Im Deutschen Kaiserreich 1871-1918, 3. Aufl., 1924, S.64-67. 「農業者同盟」については、Hans-Jügen Puhle, Agrarische Interessenpolitik und preußischer Konservatismus im wilhelminischen Reich (1893-1914). Ein Beitrag zur Analyse des Nationalismus in Deutschland am Beispiel des Bundes der Landwirte und der Deutsch-Konservativen Partei, Hannover 1966. を参照。
- (28) 規約の全文については、Gemeindearchiv Ruhpolding, W.1.6 (Akt: Satzungen des Bundes der Oberländer Waldbauern in den Bezirksämtern Traunstein, Berchtesgaden und Laufen zur Wahrung der Rechte und Interessen der Landwirtschaft in ihrer Beziehung zur Forstwirtschaft und zum Jagdwesen). 傍点は原文における強調。
- (29) この集会とそれに続く第二の集会については以下の新聞およびアイゼンベルガーの遺稿による。Neue freie Volkszeitung (以下NfVと省略する) vom 29. Dezember 1893, S.1. ; Bundesarchiv Koblenz, Hauptarchiv der NSDAP NS 26 Nr.950 (Akt: Erinnerungen Georg Eisenbergers), S.19; Georg Eisenberger, Mein Leben für die Bauern, S. 54, S.60-61; TW vom 4. Januar 1894, S.1. 傍点は原文における強調に従った。
- (30) 1893年12月に設立されたこの「オーバーバイエルン農業経営者・営業者同盟」は「オーバーバイエルン農民同盟」と呼ばれることが多い。なお、Gewerbetreibende を「営業者」と訳したが、当時この地域の農村には手工業的営業を営む者が見られたことから、Gewerbe を手工業的経営と理解して良いと思われる。
- (31) Bundesarchiv Koblenz, Hauptarchiv der NSDAP NS 26 Nr.950 (Erinnerung Georg Eisenbergers), S.12. アイゼンベルガーはフツェナウアー (Hutzenauer) と呼ばれ、フツェナ

- ウ (Hutzenau) という集落 (Ortschaft) に36タークヴェルク (Tagwerk) の採草地、9タークヴェルクの森林そして森林・放牧権 (Forst- und Weiderechten) を持つ農民であった。(Bundesarchiv Koblenz, NS 26 Nr.950, S.2.) なお、36タークヴェルクは約12ヘクタール、9タークヴェルクは約3ヘクタールである。フツェナウは小村 (Weiler) である。そこには3つの住居があり、16人が住んでいた。(Ortschaften-Verzeichniss des Königreichs Bayern, München 1888, Sp.297.) アイゼンベルガーは、この後「バイエルン農民同盟」および「高地森林農民同盟」の指導者として1933年まで活動を続けることになる。
- (32) 「ニーダーバイエルン農業経営者・営業者同盟」は1893年4月に設立され、これと同じ組織がバイエルンの他の県にも形成されることになり、1897年にバイエルン全体の組織である「バイエルン農民同盟」が形成された。「バイエルン農民同盟」については以下の文献がある。Alois Hundhammer, *Geschichte der Bayerischen Bauernbundes*, München 1924; Heinz Haushofer, *Der Bayerische Bauernbund (1893-1933)*, in: Ders., *Aus der Bayerischen Agrargeschichte 1525-1978, Gesammelte Beiträge zur Bayerischen Agrargeschichte von Heinz Haushofer*. Zu seinem 80. Geburtstag herausgegeben von Pankraz Fried und Wolfgang Zorn, München, Wien, Zürich 1986; Hansjörg Bergmann, *Der Bayerische Bauernbund und der Bayerische Christliche Bauernverein 1919-1928*, München 1986; 竹中亨「1890年代におけるバイエルン農民同盟について」『西洋史学』第132号、1984年、金子邦子「19世紀末バイエルンにおける農民運動—カトリック教徒を基盤とする協同組合の設立—」『社会経済史学』第50巻第1号。
- (33) この「優遇措置」は1891年にはじまるカプリヴィの通商政策により穀物関税が引き下げられたことを意味する。
- (34) A. Hundhammer, a.a.O., S.36-37.
- (35) Ebenda, *Anahng*, S.219-220.
- (36) Ebenda, *Anhang*, S.218-219.
- (37) Ebenda, *Anhang*, S.218.
- (38) Ebenda, S.35-36; Lujo Brentano, *Die deutsche Getreidezölle, Dritte, neu bearbeitete Aufl.*, Stuttgart und Berlin 1925, S.30.
- (39) *Bayerische Kurier*, Nr.264, S.1.
- (40) *Gemeindearchiv Ruhpolding*, W. 1,2 (Akt: Aufruf. Petition um Reform der Forst- und Jagdgesetzgebung betr.).
- (41) *Staatsarchiv Amberg* (以下StAAmと省略), *Bezirksamt Tirschenreuth* 3761.
- (42) Joseph Hazzi, *Die echten Ansichten der Waldungen und Förste; gegenwärtig über ihre Purifikationen, sammt der Geschichte des Forstwesens im Allgemeinen, vorzüglich in Baiern*, München 1805, S.2-5. アルトバイエルン (オーバーバイエルンとニーダーバイエルン) では、この浄化の過程が19世紀初頭の30年間に精力的に推進された。ただし、オーバーバイエルンの山岳地帯 (とくに製塩所地帯) では、この過程はゆっくと進められた。Alois Schlögl (Hg.), *Bayerische Agrargeschichte. Die Entwicklung der Land- und Forstwirtschaft seit Beginn des 19. Jahrhunderts*, München 1954, S.821-822, S.826.
- (43) A. Schlögl (Hg.), a.a.O., S.758-760.
- (44) *Forst-Gesetz*, Sp.69-72, Sp.76, Sp.77-80, Sp.83-85.
- (45) *Gemeindearchiv Ruhpolding*, W.1,2 (Akt: Offene Worte der Ruhpolder Waldbauern).
- (46) *Gemeindearchiv Ruhpolding*, W. 1,2 (Akt: Mitgliederverzeichnis Markgenossenschaft Ruhpolding, ohne Datum, ca. 1900).
- (47) Reinhard Riepl, a.a.O., S.194-195, S.466-467.
- (48) 「その他」の中で、次の2つの職種あるいは身分、SchmausとRauschについては不明。117人の名前および身分に関して1つの欄が空欄になっている。
- (49) Peter Bergmaier, *Neuverfaßt von Alf Gall*, a.a.O., S.80.
- (50) *Ortschaften-Verzeichniss des Königreichs Bayern*, Sp.296-298.
- (51) Weilerはごく小さな村であり、2~3の、あるいは4~5の農場 (Hof) あるいは家屋敷 (Anwesen) から成る。R. Riepl, a.a.O., S.439.

- (52) Einödは孤立した個々の農民の農場 (Bauernhof) を意味し、それが一つのOrtschaftを形成する。Ebenda, S.115.
- (53) E. Troll, S.12-13.
- (54) P. Bergmaier, Chronik auf der Grundlage des Heimatbuches, Ruhpolding 1983, S.81-82; Ders., Ruhpolding. Heimatbuch aus dem Miesenbach, Zweite erweiterte Auflage, Ruhpolding 1953, S.567-568; Ortschaften-Verzeichniss des Königreichs Bayern, Sp.296-298.
- (55) Hermann Heidrich, Mägde·Knechte·Landarbeiter. Zur Geschichte einer schweigenden Klasse, in: Hermann Heidrich (Hrsg.), Mägde·Knechte·Landarbeiter. Arbeitskräfte in der Landwirtschaft in Süddeutschland, Neustadt an der Aisch 1997, S.7-8; Statistik des Deutschen Reichs, Bd.212. 1, Berlin 1909, S.642-647.
- (56) Helmut Bitsch, Inwohner — Ein verdrängtes Kapitel Bayerischer Agrargeschichte, in: Hermann Heidrich(Hg.), a.a.O., S.49-60.
- (57) Sebastian Hiereth, Die bayerische Gerichts- und Verwaltungsorganisation vom 13. bis 19. Jahrhundert. Einführung zum Verständnis der Karten und Texte. Historischer Atlas von Bayern. Teil Altbayern, München 1950, S.18.
- (58) G. Frank, a.a.O., S.16.
- (59) Gemeindearchiv Ruhpolding, W. 3,1; 3,2; 3,3; 3,5. なお、裁判闘争の過程とその結果については今後の課題としたい。
- (60) Karl Hasel, Die Beziehungen zwischen Land- und Forstwirtschaft in der Sicht des Historikers, in: Zeitschrift zur Agrargeschichte und Agrarsoziologie, 16.Jg. 1968, S.146-150.
- (61) Gemeindearchiv Ruhpolding, Forstakten Bd.63 (Akt: Verzeichnis des bei den Weideberechtigten in Revier Zell aufgenommenen Winter-Viehstandes pro1859/60.). なお、「放牧権 (Weiderecht)」については、森林地域の土地台帳 (たとえば、Steuerkataster Forstbezirk Zell) に「特定の農民 (その農民の家番号が明記される形で) が高原牧場の特定の場所で、定められた期間、何頭の家畜を放牧してよいか」、具体的に規定されている。
- (62) A. Schlögl (Hg.), a.a.O., S.815.
- (63) この点に関して、私有林がすべて森林権者によって利用されることができたのかという点についてはなお検討しなければならない。Adolf Sandberger, Die Landwirtschaft, in: Max Spindler (Hg.), Handbuch der bayerischen Geschichte, Bd.IV., S.735-737.
- (64) Gemeindearchiv Ruhpolding, W.2 (Akt: Protokoll über die “Verhandlungen der Spezialkommission der k. Kreisregierung von Oberbayern mit dem Forstrechtsausschuß von Ruhpolding” 21.3.-7.4.1900; Protokoll über anschließende Verhandlungen in Reit im Winkl 1900).
- (65) Gemeindearchiv Ruhpolding, W. 1, 6 (Akt: “25 Punkte” [Kommissionsverhandlungen Ruhpolding 1900]). ゴシック体の箇所は原文における強調。
- (66) ギュートウルが4分の1ホーフより小さく32分の1ホーフより大きい農地を意味する。したがって、小ギュートラーは、32分の1ホーフに近い農地をもつとみなしてよいのではないか。
- (67) ステール (Ster) は木材を測定する単位で、1ステールは1立方メートルの体積を意味する。3ステールが1クラフターに相当する。R. Riepl, a.a.O., S.462.
- (68) 「古文書において証明される権利」、言い換えれば、「森の特定の場所で必要な木材を取得するよう定められた (angeforstet)」という表現は、次の1810年の土地台帳に認められる。Materialien zur Servituten-Beschreibung von der XI Forstrevier Ruhpolding nun I. Revier Zell, und II. Revier Ruhpolding entworfen im Jahr 1810. mit einem Heft, besondere Beßlagen. (Gemeindearchiv Ruhpolding, Forstakten Bd.62.)
- (69) Augusburger Abendzeitung, Nr. 95 vom 3. 4. 1908
- (70) Gemeindearchiv Ruhpolding, W. 4 (Akt: Prozesse der Zeit bis Ende des 1. Weltkriegs).
- (71) 「オーバーバイエルンキリスト教農民協会」および「バイエルンキリスト教農民協会」については、Alois Hundhammer, Die landwirtschaftliche Berufsvertretung in Bayern, München 1926; H. Bergmann, a.a.O.; 金子邦子、前掲論文、を参照。

- (72) Gemeindefarchiv Ruhpolding, W. 9,21 (Akt: Denkschrift der “Arbeitsgemeinschaft der Forst- und Weiderechtler in Oberbayern”). 以下の内容はこの「覚書」による。
- (73) Denkschrift, S.13-14.
- (74) シュレーゲルは、この傾向をアルトバイエルン (Altbayern) における個人主義的態度と捉えている。A. Schlögl, a.a.O., S.815.